

会 議 録

会議の名称	令和6年度（2024年度）第2回国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和7年（2025年）1月30日（木）14時00分～15時10分		
開催場所	WEB会議（第二庁舎3階 大会議室）	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	健康医療部 保険給付課	傍聴者数	3人
公開しなかった理由			
出席者	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表：油井広江委員、有ヶ谷一郎委員、田中嘉弘委員、松尾眞一委員 ・保険医又は保険薬剤師代表：芦田康宏委員、飯尾雅彦委員、近藤篤委員、辻毅嗣委員 ・公益代表：今井誠委員、角田明義委員、内藤義彦委員、瀨節子委員 ・被用者保険等保険者代表：島原進委員、藤浪晋委員 	
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・健康医療部：松浪部長、寺田次長兼保健安全課長、鈴木保険長兼保険給付課長 ・保険給付課：村山主幹、田中課長補佐兼審査企画係長、小杉副主幹、宮崎主査、山上技能長、藤岡主事、竹口主事、千原 ・保険相談課：千葉課長、櫻田主幹、太原課長補佐、吉田課長補佐 ・健康推進課：岸田課長、舟橋けんしん係長 	
	その他		
議題	<p>(1) 国民健康保険料の料率等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度分の国民健康保険料の料率等について ・平成30年度からの国保広域化について <p>(2) その他</p>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和6年度（2024年度）第2回 豊中市国民健康保険運営協議会（議事概要）

日時：令和7年（2025年）1月30日（木） 午後2時～

場所：WEB 会議（市役所第二庁舎3階大会議室）

●令和7年度分の国民健康保険料の料率等について

【資料1に基づき事務局より説明】

【質疑応答】

- 委員 ・大阪府において令和6年度に国民健康保険料が統一されたことで、豊中市にはどのような影響があったのか。
- 事務局 ・国民健康保険制度は被保険者の高齢化に伴う医療費増といった財政的に不安定な構造を抱えていることが課題である。保険財政の規模を拡大することで、予期せぬ医療費の増加による市の財政リスクが軽減されることをメリットと考えている。また安定した財政運営をはかることで、被保険者が安心して必要な医療を受けることにつながると考えている。
- 委員 ・令和6年度と7年度の保険料率を比較すると、全体的に7年度は下がっているが、この理由は何か。
- 事務局 ・まずは、令和6年度の1人あたり保険給付費の実績が5年度と比較して鈍化傾向を示していること。もう1つは、昨年度から開始した財政調整事業の仕組みにより府全体で保険料抑制したことに加え、大阪府は全国に先駆けて保険料完全統一を実施したことにより、国から特別調整交付金の財政支援を受けることができた。保険料抑制のための工夫が保険給付費の増を上回ったことにより、令和7年度の保険料率が6年度に比べて下がったと大阪府と同様の分析をしている。
- 委員 ・大阪府から市町村への補助金として2号繰入金があると思うが、これが保険料抑制のために国から交付される特別調整交付金となるのか。
- 事務局 ・2号繰入金は国からの特別調整交付金とは別であり、1号繰入金は保険料抑制財源としている。
- 委員 ・2号繰入金を大阪府が令和6年度の大阪府統一保険料の主な保険料抑制財源として活用しているのか。また、1号繰入金と2号繰入金はどう違うのか。
- 事務局 ・都道府県は保険給付費の9%を一般会計から繰入が出来る仕組みがあり、1号繰入金は大阪府の国保特会の財源となり、2号繰入金は令和5年度までは市町村に分配され、市が独自財源として保険料抑制財源に活用していた。令和6年度から

は府内統一保険料率となったことから、府がその2号繰入金を1号繰入金として保険料抑制財源として活用している。

- 会長 ・ 令和7年度の単年度だけ繰入金を用いて抑制し、あとはまた上昇することになるのか。
- 事務局 ・ 繰入金の用途については、今後の広域化調整会議の中で議論されると思うが、今のところ繰入金はすべて保険料抑制財源として活用されると聞いている。
- 委員 ・ 保健事業の予算減の主な要因は被保険者の減少と説明があったが、無料の健診や人間ドック等の費用助成事業の利用率は把握しているのか。
- 事務局 ・ 健康推進課で実施している特定健康診査については、その後の特定保健指導と合わせて国へ報告しているので、受診率を毎年把握している。
また、保険給付課で実施している体育施設の利用料の半額を助成するはつらつ健康事業や人間ドックについても、助成者数、受診者数という形で把握している。
- 委員 ・ 受診率は減少しているのか。
- 事務局 ・ 受診率は減少していない。
- 委員 ・ 被保険者数の減少に伴い、予算上は事業費も減少したという理解で良いのか。
- 事務局 ・ そのとおり。
- 委員 ・ 減少理由がほかにあれば、受診促進の方策を考える必要があると思うが、そうではないのか。
- 事務局 ・ 特定健診の受診率についてはコロナ禍で受診率が大幅に減少し、現在はそこから徐々に回復しているが、目標には届いていないため、受診率の向上が今後の課題である。

●平成30年度からの国保広域化について

【資料2に基づき事務局より説明】

- 委員 ・ 4ページ目の豊中市の一人あたりの保険料と保険給付費について、広域化後に保険給付費は約14%、保険料は約34%、それぞれ上がっている。保険料の上り幅の方が非常に大きい理由は何か。
- 事務局 ・ 統一化前は府内統一保険料率より市独自の保険料率の方が低く、そこから年々上昇する府内統一保険料率に合わせるため段階的に引き上げたことが要因として考えられる。
- 委員 ・ 広域化のメリットとして財政の安定化はよく分かるが、被保険者にとってのメリットが全く見えてこない。5ページに記載のとおり被保険者の負担が軽減されるよう国に引き続き要望いただきたい。

- 会長
 - ・広域化前は保険料率が低かったが、広域化に伴い府内保険料に統一するにあたり上げざるを得なかった。広域化のメリット・デメリットという面はあるので、例えばアスマイルといった各保険者単独では難しくても、府全体でなら取り組めることなど、被保険者の方にメリットの面を宣伝いただきたい。
 - ・コロナ禍においては受診抑制とその反動の変動が大きかったと思うが、令和6年度の決算結果がそれ以前の決算値とで大きく異った点はないのか。
- 事務局
 - ・令和2年度は受診控えの影響で前年比マイナスとなり、令和3年度は反動で大きく伸びたが、令和6年度は伸び率が抑えられている。ただし令和6年度は後期高齢者医療制度へ移行された方も大変多かった影響もあると考えられる。コロナ禍前の医療費の伸び率には戻っていると分析している。
- 委員
 - ・コロナが5類になってから診療費が高くなり、治療薬もかなり高額になったので軽度の方が診療を受けない、服用もしない人もいると聞いている。このことについてどう思われているのか。
- 事務局
 - ・保健所の立場からにはなるが、医療機関などから若い人では軽症の方が増えているので、受診しない、薬を服用しない方が増えていると聞いている。年末にインフルエンザも流行しており、個々のリスクに応じて、予防や診療が行われている。今後、新たな感染症も懸念されていることから、引き続き、保健所としても予防接種など感染症対策について考え、啓発していく。

●今後の条例・施行規則の改正（健康保険証の廃止等に伴う諸規定の改正）の報告

【参考資料に基づき事務局より説明】

【質疑応答】

なし

●その他

【本日の議題全体を通しての質疑応答を含む】

- 委員
 - ・マイナ保険証について、昨年11月に保険証の発行終了と聞いているが、その後の資格確認書の発行など、進捗状況はどうなっているのか。
- 事務局
 - ・国保の被保険者のうち、マイナ保険証に紐づけされた方の割合は、57.8%となっている。現行の保険証は期限が到来するまでは使用可能であり、マイナ保険証がある方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証がない方には資格確認書を出しており、現在のところ混乱は見られない。
- 委員
 - ・個人的には問題があると感じており、個人情報流出する可能性があるという点

で資格確認書がいいという人は多くいると思うが、資格確認書の期限はどのくらいなのか。

- 事務局 ・ 豊中市国保の場合は1年となる。有効期限は5年以内に設定するという形になっているので、被用者保険など保険者によって差異が生じている。
- 委員 ・ 資格確認書をもらいたい場合は窓口まで来ないといけないのか。
- 事務局 ・ 豊中市国保の方でしたらマイナ保険証の解除申請の場合は、窓口にきて申請いただき、解除後に資格確認書を交付している。解除申請された後は毎年、資格確認書が送付されることになる。
- 委員 ・ 解除申請はインターネットで申請できるのか。
- 事務局 ・ ネットでは行えない。
- 委員 ・ 大阪市では路上喫煙が禁止になったが、豊中市では行っていないのか。また歩きタバコや吸い殻を排水溝に捨てる者もあり、市で指導とかはできないのか。
- 事務局 ・ 令和3年に豊中市スマイルクリーン条例という愛称の健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例を制定しており、市内11駅周辺の概ね半径約200メートル以内を路上喫煙禁止区域に指定しており、受動喫煙の防止について周知啓発も行っている。

- 事務局 ・ 今年度の協議会は今回で終了。現委員の任期が5月31日のため、令和7年度の開催については改めて委員改選後に日程調整の予定。